

4. 手帳について

身体障害者手帳

身体に永続的な障害のある方で、身体障害者福祉法に該当する方に対して、申請に基づいて福岡県より交付されます。障害の程度に応じて1級から6級まであります。

対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓に永続的な障害がある方。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳交付申請書 <ul style="list-style-type: none"> ▶福祉課障害者支援担当にあります。 ② 県の指定を受けた医師が記載した「診断書・意見書」 <ul style="list-style-type: none"> ▶福祉課障害者支援担当窓口または県ホームページに掲載しています。 ▶障害によって診断書の様式が異なります。 ▶診断書は記載されて3ヶ月以内のものに限ります。 ③ 写真 <ul style="list-style-type: none"> ▶横3cm×縦4cm程度、1年以内に撮影、正面・脱帽 ④ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの
申請窓口	福祉課 障害者支援担当
手帳の交付を受けた後の留意事項	<p>次の事項に留意され、大切に所持してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 手帳を他人に譲ったり、貸したりしないでください。 ② 住所・氏名が変わった時は、福祉課で変更の手続きをしてください。 ※市外に転出したときは、転出先の市町村の窓口に届けてください。 ③ 手帳を紛失したり、障害程度に変更が生じたときは再交付の申請をしてください。 ④ 障害が回復したり、不要になったりした場合は、すみやかに返還してください。
問合せ	福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589

療育手帳

知的障害のある方への一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された方に対して福岡県より交付されます。障害の程度に応じてAとBがあります。

申請の前に判定を受ける必要があります。

- ① 判定申込 → ② 判定 → ③ 申請書提出 → ④ 手帳交付

判定機関	18歳未満の方	久留米児童相談所に判定の予約をしてください。 久留米児童相談所 久留米市津福本町 281 《TEL》0942-32-4458 《FAX》0942-32-4459
	18歳以上の方	福祉課障害者支援担当を通じて、福岡県障がい者更生相談所に判定の申込みをします。障害者支援担当で簡単な聴き取りを行いますので、事前の予約をお願いします。 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589 福岡県障がい者更生相談所 春日市原町3丁目1-7 《TEL》092-586-1055 《FAX》092-586-1065
申請に必要なもの	① 療育手帳交付申請書 ▶福祉課障害者支援担当にあります。 ② 判定書 ▶判定後に判定機関から交付されます。 ③ 写真 ▶横3cm×縦4cm程度、1年以内に撮影、正面・脱帽) ④ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの	
手帳の交付を受けた後の留意事項	次の事項に留意され、大切に所持してください。 ① 手帳に記載されている次回の判定日に注意され、事前に判定を申し込んでください。 ② 手帳を、他人に譲ったり、貸したりしないでください。 ③ 住所・氏名が変わった時は、福祉課で変更の手続きをしてください。 ※市外に転出したときは、転出先の市町村の窓口に届けてください。 ④ 不要になった場合は、すみやかに返還してください。	
問合せ	福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589	

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、申請に基づき福岡県より交付されます。障害の程度に応じて1級から3級まであります。

申請に必要なもの	<p>① 障害者手帳交付申請書 ▶福祉課障害者支援担当にあります。</p> <p>② 診断書（精神障害者保健福祉手帳用） ▶診断書は福祉課障害者支援担当にあります。 ▶診断書は記載されて3ヶ月以内のものに限ります。 ※診断書の代わりとして下記の書類が利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障害年金証書又は特別障害給付金受給資格者証 • 直近の年金支払通知書又は年金振込通知書 • 同意書 <p>▶<u>精神の障害を理由に年金が支給されている場合</u></p> <p>③ 写真 ▶横3cm×縦4cm程度、1年以内に撮影、正面・脱帽</p> <p>④ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの</p>
申請窓口	福祉課 障害者支援担当
手帳の交付を受けた後の留意事項	<p>次の事項に留意され、大切に所持してください。</p> <p>① 手帳を、他人に譲ったり、貸したりしないでください。</p> <p>② 住所・氏名が変わった時は、福祉課で変更の手続きをしてください。 ※市外に転出したときは、転出先の市町村の窓口に届けてください。</p> <p>③ 手帳が不要になった場合は返還してください。</p> <p>④ 手帳の有効期間は2年間です。有効期限の3ヶ月前から更新手続きができます。</p>
問合せ	<p>福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>